

令和8年2月定例会総務委員会（付託）

令和8年2月26日（木）

〔委員会の概要 知事戦略局・企画総務部関係〕

出席委員

委員長	古野	司
副委員長	岡本	富治
委員	福山	博史
委員	眞貝	浩司
委員	庄野	昌彦
委員	立川	了大
委員	近藤	諭
委員	梶原	一哉
委員	達田	良子

議会事務局

議事課長	郡	公美
議事課課長補佐	小泉	尚美
議事課主任	広田	亮祐

説明者職氏名

〔知事戦略局〕

局長	吉岡 健次
プロジェクト統括監	木野内 敦
政策統括監	阿部 順次
次長	大岡 士郎
秘書室長	一ノ宮哲也
外事室長	藤川 忠大
政策推進室長	高木 和久

〔企画総務部〕

部長	佐藤 泰司
広域行政担当部長	島田 浩寿
副部長	高崎 美穂
参事	横田 勤
次長（財政課長事務取扱）	布施 貴史
次長（行政改革担当）	福岡 克己
政策企画課長	内海はやと
法制監察課長	森本 伸一
人事課長	小山 高弘

自治研修センター所長	倉橋 文代
職員厚生課長	山名由起子
総務事務管理課長	宮井 陽子
管財課長	千崎 幸代
税務課長	小林 昭仁
市町村課長	林 耕治
地域連携課長	平畠 充祐
情報政策課長	穂葉 圭司
情報政策課行政 D X 推進室長	西森 修
統計課長	福田 善仁

〔南部総合県民局〕

副局長	賀原 一徳
-----	-------

〔西部総合県民局〕

副局長	出口 修
-----	------

〔出納局〕

会計管理者（出納局長兼務）	森 琢真
副局長（会計課長事務取扱）	大久保 彰
公共入札検査課長	鈴江 和好
公共入札検査課公共入札担当課長	吉田 秀昭

【追加提出議案】

（提出議案（追加）、補正予算案の概要（追加分）、説明資料（その 4））

- 議案第 54 号 令和 7 年度徳島県一般会計補正予算（第 11 号）
- 議案第 55 号 令和 7 年度徳島県用度・給与集中管理特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 66 号 令和 7 年度徳島県証紙収入特別会計補正予算（第 1 号）

【追加提出予定議案】

（提出予定議案（追加）、説明資料（その 5）、別冊）

- 徳島新未来創生総合計画の変更について

【報告事項】

- 合同庁舎整備基本方針骨子案について
（資料 1－1、資料 1－2、資料 1－3、資料 1－4）
- 徳島県過疎地域持続的発展計画・後期計画案について（資料 2－1、資料 2－2）

古野司委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。（10時32分）

直ちに議事に入ります。

これより知事戦略局・企画総務部関係の審査を行います。

知事戦略局・企画総務部関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところでありますが、この際、追加提出議案及び追加提出予定議案について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

佐藤企画総務部長

初めに、追加提出議案等の全体状況について御説明いたします。

令和 8 年 2 月徳島県議会定例会提出議案（追加）を御覧ください。

去る 2 月 20 日の一般質問日に提出いたしました案件は、補正予算案 19 件、条例案 1 件の合計 20 件となっております。

そのうち、補正予算案の内訳は、一般会計が第 54 号の 1 件、特別会計が第 55 号から第 66 号までの 12 件、企業会計が第 67 号から第 72 号までの 6 件となっております。

このうち、知事戦略局・企画総務部・出納局所管分は、予算案が第 54 号、第 55 号及び第 66 号の 3 件でございます。

それぞれの詳細につきましては、後ほど別の資料にて御説明いたします。

続いて、補正予算案につきまして御説明申し上げます。

令和 7 年度 2 月補正予算（案）の概要（追加分）を御覧ください。

1 ページの 1 に記載のとおり、一般会計の補正予算額は、150 億 3,318 万 4,000 円の減額となっております。

2 ページを御覧ください。歳入歳出予算の款別の内訳表でございます。

まず、上段（1）の歳入であります。主なものにつきまして御説明申し上げます。

01 の県税につきましては、法人事業税の増などを反映し、増額となっております。

03 の地方譲与税につきましては、特別法人事業譲与税の減収が見込まれることにより減額となっております。

05 の地方交付税につきましては、国の補正予算による追加交付などにより増額となっております。

09 の国庫支出金につきましては、災害復旧事業費国庫負担金の減などにより減額となっております。

12 の繰入金につきましては、二十一世紀創造基金の減などにより減額となっております。

15 の県債につきましては、災害復旧費の減などにより減額となっております。

次に、下段の（2）の歳出であります。02 の総務費につきましては、減債基金及び命を守るための大規模災害対策基金への積立てなどにより増額となっております。

04 の衛生費につきましては、保健所運営費の所要額の減などによる減額となっております。

06 の農林水産業費及び 08 の土木費につきましては、いずれも災害関連事業費の確定などによる減額であります。

10 の教育費につきましては、給与費の所要額の減などによる減額でございます。

11 の災害復旧費につきましては、現年発生災害復旧事業費の確定などによる減額でございます。

います。

3ページにつきましては、歳出予算の性質別の内訳を記載いたしております。

4ページ、5ページを御覧いただきまして、4ページには特別会計の状況について、5ページには公営企業会計の状況について、それぞれ記載しておりますので、御確認をお願いいたします。

次に、令和8年2月徳島県議会定例会提出予定議案（追加）を御覧ください。

閉会日に、徳島新未来創生総合計画の変更を追加提出する予定としております。詳細につきましては、後ほど別の資料にて御説明いたします。

なお、提出予定議案には含まれておりませんが、令和8年度税制改正に伴い、令和8年4月1日を施行日とする県税条例の改正を予定しております。

当該条例の改正に当たっては、先週末に関連法案が閣議決定されたことを受け、現在、その内容を精査しているところでございます。早急に条例案への反映作業を進め、閉会日に提出させていただきたいと考えております。

追加提出議案等の全体状況につきましては以上でございます。

次に、総務委員会説明資料（その4）により、知事戦略局・企画総務部・出納局関係の追加提出案件の概要を御説明いたします。

3ページを御覧ください。令和7年度徳島県一般会計補正予算案でございますが、表の左から3列目、補正額の一番下の総計欄を御覧いただきますと、今回の補正額は47億8,641万5,000円の増額でございます。

補正後の合計額は、その右隣でございますが、諸局を含めまして1,375億1,678万8,000円となっております。

この増額の主な要因は、各種基金の積立金の補正などでございます。

4ページを御覧ください。

特別会計につきましては、事業費の確定等に伴う補正でありまして、表の左から4列目、補正額の一番下の合計欄を御覧いただきますと、補正額は、1億8,249万9,000円の増額で、補正後の総額はその右側の欄でございますが、1,386億5,066万7,000円となっております。

次に、課別主要事項について御説明申し上げます。

5ページを御覧ください。知事戦略局につきましては、給与費の補正でございます。

6ページを御覧ください。政策企画課につきましては、総合計画の管理等に要する経費等の補正でございます。

7ページを御覧ください。法制監察課につきましては、監察事務や文書管理事務に要する経費等の補正でございます。

8ページを御覧ください。人事課につきましては、職員研修に要する経費等の補正でございます。

9ページを御覧ください。職員厚生課につきましては、職員の退職手当等の補正でございます。

10ページを御覧ください。総務事務管理課につきましては、総務事務を集約処理するための経費の補正でございます。

11ページを御覧ください。財政課につきましては、各種基金積立金の補正、及び県債の元金償還に要する経費等の補正でございます。

12ページに移りまして、特別会計につきましても、同様の補正でございます。

13ページを御覧ください。管財課につきましては、庁舎の維持管理や特別会計における用度購入に要する経費等の補正でございます。

14ページを御覧ください。税務課につきましては、地方消費税収入の都道府県間の清算金の補正、及び市町村に対する各種交付金等の補正でございます。

15ページに移りまして、特別会計に係る補正に加え、下段に県税等収入見込額を記載するとともに、16ページには、当該県税の内訳を記載しております。

17ページを御覧ください。市町村課につきましては、市町村振興宝くじ収益金交付金の配分額の確定等に伴う補正でございます。

18ページを御覧ください。地域連携課につきましては、広域行政の推進に要する経費や過疎地域等の振興に要する経費等の補正でございます。

19ページを御覧ください。情報政策課につきましては、行政の情報化推進に要する経費等の補正でございます。

20ページを御覧ください。統計課につきましては、各種統計調査等の実施に係る経費の確定等による補正でございます。

21ページ、22ページを御覧いただきまして、出納局でございます。21ページが会計課、22ページが公共入札検査課であります。出納事務執行に要する経費等の補正でございます。

23ページを御覧ください。議会事務局、人事委員会事務局、監査事務局につきましては、それぞれ運営に要する経費の補正でございます。

続きまして、24ページを御覧ください。繰越明許費の追加といたしまして、知事戦略局所管の広報費、職員厚生課所管の福利施設等管理費、管財課所管の万代庁舎等管理費及び合同庁舎等維持管理費、市町村課所管の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費、地域連携課所管の企画調整費、情報政策課所管の行政情報化推進費、会計課所管の出納事務費におきまして、計画に関する諸条件により年度内完成が見込めなくなったことから、翌年度への繰越しをお願いするものでございます。

なお、万代庁舎等管理費につきましては、議会棟の音響システム改修工事等に係るものでありまして、アスベストの飛散防止対策等の工法選定に時間を要したものでございます。今後、工事の早期着手に向け、仮設計画の再策定や積算修正を速やかに行ってまいります。

25ページを御覧ください。

一般会計の補正予算に係る地方債の変更をお願いするもので、内容につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、総務委員会説明資料（その5）を御覧いただきたいと思います。

こちらは、先ほど提出議案等の全体状況で御説明いたしましたが、閉会日に追加提出する予定の案件でございます。

3ページを御覧ください。（1）徳島新未来創生総合計画の変更についてでございます。

ア、提案の理由に記載のとおり、計画内容の一部を変更することにつきまして、徳島県行政に係る基本計画の策定等を議会の議決すべき事件として定める条例第3条第1項の規定により、議決をお願いするものでございます。

本計画は、実効性のある計画とするべく、毎年度改善見直しを行うこととしており、こ

の度、昨年末及び今月の全議員勉強会を含めた県議会や総合計画審議会における御提言を踏まえつつ、さらには、パブリックコメントにより、県民の皆様からの御意見もお伺いした上で、別冊のとおり、徳島新未来創生総合計画（令和8年度版）案として、取りまとめたところでございます。

追加提出案件及び提出予定案件の御説明は以上でございます。

島田広域行政担当部長

続きまして、企画総務部から2点御報告申し上げます。

まず、合同庁舎整備基本方針骨子案についてでございます。

資料1-1から資料1-4の4種類を掲載させていただいておりますが、資料1-1により、概要について御説明申し上げます。

資料1-1を御覧ください。

1、基本方針策定の趣旨につきましては、老朽化が進む、徳島、吉野川、阿南、美波、美馬、三好の6合同庁舎のうち、立地や防災機能面の位置付けなどから早期整備が必要な美波、美馬、三好の3合同庁舎について、防災機能の強化と行政効率の向上を目的に、整備の方向性を定めるものでございます。

2から5までは、基本方針の内容となっております。

2、各合同庁舎の整備計画概要といたしまして、まず、美波庁舎につきましては、津波浸水リスクを回避するため、高台整備を最優先事項と捉え、地元自治体等と集約可能な施設について協議を進めてまいります。

美馬庁舎につきましては、現地建て替えを基本とし、美馬保健所や西部こども女性相談センター等との統合をはじめ、行政機能の集約化を検討してまいります。

三好庁舎につきましては、敷地が狭く、敷地の一部に中央構造線活断層帯があることから、船井電機跡地への移転を基本とし、三好市が計画する新施設との合築を視野に、丁寧な協議を行ってまいります。

次に、3、庁舎の課題といたしまして、施設の老朽化による防水機能の低下やWi-Fi環境の未整備など、庁舎が抱える課題を整理しております。

その上で、4、新庁舎に求められる主な機能の検討といたしまして、徳島新未来創生総合計画のミッションに照らし合わせ、安心度、魅力度、透明度に分けてそれぞれ検討することとしております。

また、庁舎整備には多額の予算を要することから、5、財源・整備手法といたしまして、有利な起債の活用やコスト削減につながる整備手法についても検討することとしております。

これらの検討を基に、今年度末の基本方針策定に向けて取組を進め、加えて、財政負担の平準化の観点からも検討を行ってまいります。

なお、資料1-2から資料1-4として、美波、美馬、三好の3合同庁舎の基本方針骨子案を掲載させていただいておりますので、適宜、御参照いただければと存じます。

続きまして、資料2-1を御覧ください。徳島県過疎地域持続的発展計画・後期計画案についてでございます。

資料2-1、資料2-2の2種類を掲載させていただいておりますが、資料2-1によ

り、概要について御説明申し上げます。

まず、1、計画の趣旨でございますが、後期計画では、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法及び9月定例会で御論議いただきました後期の過疎方針に基づき、過疎地域において実施する事業や措置の内容を定めるものであり、県同様に現在、対象となる14市町村においても、鋭意策定作業を進めているところでございます。

2、計画の期間につきましては、令和8年度から令和12年度までの5年間とし、3、後期計画のポイントでは、基本目標といたしまして、2030年までに過疎地域における転入転出者数の均衡を掲げ、この達成に向け、前期計画で築いた成果を土台といたしまして、過疎方針で定めた五つの重点事項を基軸に、過疎地域において特に推進すべき重点施策と目標を設定しております。

具体的には、資料の枠内に記載のとおり、まず、危機管理体制の充実と県土強靱化の推進といたしまして、南海トラフ巨大地震等の大規模災害に備え、防災人材の育成や災害福祉支援連携体制の充実強化、次に、健康づくりの推進と医療・介護・福祉の充実では、持続可能な医療提供体制構築に向けた医療人材の確保やがん検診の受診促進、また、持続可能な地域産業の振興では、新たなビジネスモデル構築等の支援や、国内外への販路拡大による生産性の向上、さらに、労働力・後継者不足対策の推進では、地域社会の担い手となる多様な人材が活躍できる社会の実現に向け、就労機会の創出や魅力ある職場づくりの促進、そして、国内外から選ばれる魅力的な地域づくりといたしまして、地域DXの推進や関係人口の創出・拡大により、地方への新たな人の流れを生み出す取組を加速させてまいります。

なお、資料2-2といたしまして、過疎地域持続的発展計画・後期計画案の全文を掲載させていただいておりますので、適宜御参照いただければと存じます。

企画総務部からの御報告は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

古野司委員長

以上で説明等は終わりました。

なお、ただいま説明のありました議案、徳島新未来創生総合計画の変更についてにつきましては、去る2月19日の議会運営委員会において、本日の委員会でも十分審議の上、議案提出予定の3月11日の本会議においては、委員会付託を省略して議決することが決定しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

福山博史委員

私からは、収入証紙の廃止に伴うキャッシュレス決済端末の試行について、質問させていただきます。

去る9月の事前委員会では、今年度中に万代庁舎ほか5か所で試行運用を予定しているとのことでした。新聞やテレビのニュースでも、試行運用について報道されていたところですが、現在の状況を教えてください。

大久保出納局副局長（会計課長事務取扱）

収入証紙の廃止に伴いますキャッシュレス決済端末の試行についてでございます。

キャッシュレス決済端末の試行につきましては、万代庁舎に無人型のセルフレジ、東部県税局徳島庁舎及び吉野川庁舎、南部総合県民局阿南庁舎、東部保健福祉局徳島保健所、それと徳島県運転免許センターには、それぞれ据置型の決済端末を設置いたしまして、去る 2 月 16 日からその試行運用を開始したところでございます。

試行運用期間中は、各窓口で取り扱っております全ての手続の手数料を対象とするのではなくて、まずは一部のものからその取扱いを始めているところでございます。

端末の運用時間につきましては、機器の準備や当日分の会計を閉めるというような都合から、各窓口とも原則開庁日の午前 9 時から午後 4 時までとしておりまして、利用件数につきましては 2 月 16 日の試行運用の開始から 2 月 20 日まで、5 日間で合計 64 件の利用があったところでございます。

福山博史委員

万代庁舎ほか県内 5 か所で試行を開始し、これまでの 5 日間で 64 件の利用があったということですが、キャッシュレス決済端末を利用した県民の皆様からは、利用に当たり何か意見はあったのでしょうか。あれば教えてください。

また短期間ですが、今回の試行運用で何か改善すべき点があれば、教えてください。

大久保出納局副局長（会計課長事務取扱）

今回の試行運用につきまして、これまでのところ、特に問題が発生したという報告は受けていないところでございます。

御利用いただきました県民の方からは、普段利用している決済サービスが利用できて良かったという御意見も頂いている一方で、窓口で対応させていただいております職員からは、慣れない端末操作であるため戸惑うといった声も聞かれたところでございます。

今後とも県民の皆様に対し丁寧な説明に努めますとともに、窓口対応いたします職員にとっても不安なく十分に説明、対応ができますよう、手数料収納マニュアルの充実や F A Q の作成とか、対策を講じていきたいと考えております。

引き続き、試行運用におきまして改善すべき点を洗い出して、本格運用に向けての準備を進めてまいりたいと考えております。

福山博史委員

次に、キャッシュレス決済端末の本格運用について、何点かお伺いいたします。

まず、キャッシュレス決済端末の本格運用はいつから開始を予定しているのでしょうか。

また、本格運用時には、県の窓口全てにキャッシュレス決済端末を設置されるのでしょうか。

大久保出納局副局長（会計課長事務取扱）

キャッシュレス決済端末の本格運用についてでございます。

キャッシュレス決済端末につきましては、収入証紙廃止後の代替手段の一つとして公金納付手段の円滑な移行のために導入するものでございまして、証紙の販売終了に合わせて、本年10月1日から本格運用の開始を予定しているところでございます。

端末の設置場所につきましては、端末導入に当たりまして、その導入経費や機器の保守経費、それから決済事業者への決済手数料などが必要になりますことから、全ての申請窓口に一律に設置するものではございません。

各窓口における取扱件数や設置規模などを勘案しつつ、費用対効果を踏まえ設置場所を調整しているところでございまして、現時点では今年度試行中のものも含めまして35の窓口で68台の設置を予定しているところでございます。

福山博史委員

各窓口での取扱件数や設置の規模などにより、キャッシュレス決済端末の設置場所を決めていくということですが、キャッシュレス決済端末を設置しない窓口では、どのような方法で納付していただくのでしょうか。

また、キャッシュレス決済端末を設置している窓口において、例えば県民の方から、スマートフォンやクレジットカードを利用しておらず、キャッシュレス決済端末が使えないので現金納付したいという要望が出てくることもあるかと思いますが、その場合、どのように取り扱うのでしょうか。

大久保出納局副局長（会計課長事務取扱）

収入証紙廃止後の収納の方法についてでございますが、収納方法については県民の皆様が多様な支払方法を選択できるようにということで、電子申請による納付、キャッシュレス決済端末による納付、それから4連納付書による納付を原則といたしまして、手数料ごとに最適な収納方法を検討してきたところでございます。

御質問いただきましたキャッシュレス決済端末を設置しない窓口における納付方法につきましては、原則として窓口で4連納付書を発行いたしまして、最寄りのコンビニや金融機関におきまして、4連納付書による納付をしていただく方法を想定しているところでございます。

また、キャッシュレスに対応したクレジットカードやスマートフォンをお持ちでない、使っていないという場合で、現金でなければ対応できないことも考えられることから、そういった方々におきましても同様に、4連納付書により納付していただく対応になると考えているところでございます。

福山博史委員

キャッシュレス決済端末の運用については、これまでに県の窓口で経験のない取組であり、今想定していないような様々な改善すべき点が出てくるかもしれません。

また、キャッシュレス決済端末を利用する方だけではなく、利用しない方にも不便なく納付していただけるよう取り組む必要があると思います。

今回の試行運用で改善すべき点はしっかりと対策を講じ、端末を利用する方もしない方もスムーズに本格運用への移行ができるよう、引き続き着実に取組を進めていただくこと

をお願いして、私の質問を終わります。

眞貝浩司委員

さきの代表質問で、昨年度、監査委員として、各出先の合同庁舎へ監査に行かせていただいて、ちょっと感じることもありまして、合同庁舎の老朽化対策について質問させていただきました。

そして、知事から、3月末に整備基本方針策定に向けて鋭意進めているとの答弁を頂きました。

先ほども部長から説明がありましたが、合同庁舎整備基本方針骨子案の概要について、もう少し詳しく教えていただけたらと思います。

千崎管財課長

ただいま眞貝委員より、合同庁舎整備基本方針骨子案の概要についての御質問を頂きました。

合同庁舎整備基本方針骨子案の策定の趣旨につきましては、先ほど部長から説明したとおり老朽化が深刻な6合同庁舎のうち、早期の整備が必要な3庁舎の整備方針について定めるものであり、整備計画におきましては各庁舎の現状を踏まえ、整備候補地や施設の集約化、合築の方向性を示しております。

また、庁舎の課題につきましては、築年数に伴う雨漏りや水回りの不具合、駐車場不足などの物理的課題に加え、Wi-Fi環境の未整備や所属単位の固定席が所属間連携やデジタル化の妨げとなっております機能的課題など、職員の声を基に現状を取りまとめたものでございます。

このため整備に際しましては、県民の安全・安心を守る拠点としての機能を確実に確保することはもとより、窓口手続のDX推進による来庁者の利便性向上と業務効率化の推進、ユニバーサルデザインによる誰もが利用しやすい環境の整備、エネルギーの消費と創出をプラスマイナスゼロにするZEB対応による環境への配慮など、次世代の庁舎に求められる機能を検討し、生産性の向上と魅力ある職場環境の実現を目指してまいりたいと考えております。

眞貝浩司委員

3庁舎のうち三好庁舎については、三好市が計画している施設との合築の方向で具体的に進んでいることは理解しております。

また美波、美馬についても防災拠点となることから、整備を急ぐ必要があると思います。

まず、美波庁舎については、具体的にどのように進めていくのか教えていただけたらと思います。

千崎管財課長

ただいま眞貝委員から、美波庁舎について具体的にどのように進めていくかの御質問を頂きました。

美波庁舎につきましては、発災直後から地域防災の生命線として機能を維持するため、

高台移転を最優先事項として検討を進めることとしております。

現在、海部郡内では南海トラフ巨大地震を見据えた公共施設の高台移転が急速に進展しており、牟岐町役場及び海部消防組合の高台移転、牟岐警察署の浸水想定区域外への移転整備に加え、美波町におきましても現在、標高約25mの高台に防災公園や認定こども園の整備が進められているところでございます。

こうした状況を踏まえ、県といたしましても、美波庁舎の早期高台移転に向け、地元自治体や関係機関も参画するあり方検討会プロジェクトチームでの協議を加速してまいりたいと考えております。

眞貝浩司委員

今の説明をお聞きして思ったのですが、病院も整備できているし、これから役場も移転が決まり、牟岐庁舎もできると聞いております。しかし、私は以前から公安委員会にも質問しているんですが、牟岐警察署の移転も遅いと、そして県で災害が起きた際に一番の核となる美波庁舎が浸水区域に建っていて、まだ全然進んでいないというのは非常に危惧するところでありますので、美波庁舎については一刻も早く整備候補地を選定し、高台に移転していただきたいと思います。

次に、美馬庁舎については保健所やこども女性相談センター等の統合を検討するというところでございますが、それに至った経緯も教えていただけますでしょうか。

千崎管財課長

ただいま眞貝委員から、美馬庁舎の保健所やこども女性相談センターとの統合に至った経緯を教えてほしいとの御質問を頂きました。

現在、本県のみならず全国の自治体におきまして、高度経済成長期に集中的に整備された公共施設の老朽化対策が課題となっているところでございます。

こうした中、これまでの単独施設を個別に建て替える手法は、将来にわたる維持管理費や大規模修繕費の増大を招き、次世代に過度な財政負担を強いることとなっております。

このため県におきましても、厳しい財政状況下で持続可能な行政サービスを維持するためには、従来の枠組みにとらわれない施設の集約化、合築は合理的な選択として検討することとし、合同庁舎整備の基本方針に据えたところでございます。

美馬庁舎の整備検討に際して近隣にある県有施設の状況を調査したところ、美馬保健所庁舎につきましても美馬庁舎と同様に築後50年以上が経過し、老朽化が極めて深刻な状況にあることを確認いたしました。

こうした建て替え時期を同じくする施設が近接している現状を踏まえ、基本方針に基づき、それぞれを個別に整備するのではなく、新庁舎へ集約統合することが最も合理的かつ効率的であると考えているところでございます。

さらに、保健、福祉、相談業務といった関連性の高い機能を1か所に集約して組織間の連携を強化し、県民に対しワンストップで質の高いサービスを提供することで、行政運営の効率化と利便性の向上の実現ができるものと考えております。

眞貝浩司委員

全体の方針並びに合同庁舎の具体的な整備の方向については、理解させていただきました。

説明のあったとおり、いずれの庁舎も老朽化が非常にひどく、極めて深刻な状況にあると思います。

美馬庁舎に男女共用のトイレがあったのは非常にびっくりしております。私は、そういうことは、今の時代にそぐわない、県の施設にはそぐわないと思うところもあります。

また、それに加えて雨漏りや水回りの不具合、さらにはデジタル化に対応できていないという機能的な遅れもある職場環境では職員の士気の低下を招きかねないことから、魅力ある職場環境への刷新を急ぐべきであると思います。

何より南海トラフ巨大地震等の大規模災害の脅威が目前に迫る中、各庁舎には地域の安全を守る最後の砦としての役割が求められていると思います。

美波庁舎の高台移転や、美馬・三好庁舎における拠点機能の強化によって、助かる命を助け、助かった命をつなぐ、強靱な合同庁舎の整備を財政負担の平準化にも配慮しつつ、早急に進めていただくよう強く要望して終わります。

梶原一哉委員

私からは、当初予算と財政状況について何点か伺いたいします。

まずは、令和8年度当初予算が5,358億円ということで、過去20年で最大の規模といわれております。

まずは、こうした大きな予算規模になった要因を教えてくださいと思います。

布施企画総務部次長（財政課長事務取扱）

ただいま、来年度当初予算の規模に関する御質問を頂きました。

来年度当初予算につきましては、これまでの取組や成果を土台としつつ、安心度、魅力度、透明度の各施策の拡充、深化を図り、安心して持続可能な県民生活の基盤確保に向けた施策、また生産性付加価値の向上に資する攻めの投資により、県政発展を強力に推進することとして編成いたしました。その結果、今、委員からも御説明ございましたとおり総額5,358億円、対前年度比ではプラス3.8%、プラス197億円の増となっております、過去20年で最大の規模となっております。

歳入、歳出それぞれについて、主な増の要因をピックアップして御説明いたしますと、歳入につきましては、例えば、県税は課税所得の増による個人県民税の増などにより15億円の増、地方消費税清算金収入は全国におきます地方消費税収の増により27億円の増、地方特例交付金は軽油引取税の当分の間税率の廃止など、国の制度改正に伴う減収補填により32億円の増、地方交付税は国の地方財政対策の伸び率等を勘案いたしまして45億円の増となっております。

また、歳出につきましても主なものを御説明いたしますと、職員給与費は近年の人件費の増の影響により42億円の増、退職手当は定年の段階的引上げにより41億円の増、税関係交付金は地方消費税交付金の増などにより31億円の増、扶助費は保育や介護などの分野におけます増が寄与いたしまして20億円の増となっております。

また、政策分野別の特徴を当初予算別で例示させていただきますと、こども子育て関連

予算は28億円の増、人材確保対策予算は1億円の増、公共事業予算は5億円の増などとなっています。

梶原一哉委員

今、お聞きしたところでは、歳入が県税や地方税、地方交付税もかなりの増加ということですが、扶助費もこれからどんどん上がっていく一方だと思いますので、しっかり締めるところは締めて、これから財政運営に当たっていただきたいと思っております。

今回、施策の展開を安心度アップ、魅力度アップ、透明度アップという3本柱を立てられておりますけれども、特にこの分野については新しい取組が多いとか、それぞれの分野で目玉政策があれば教えていただきたいと思います。

布施企画総務部次長（財政課長事務取扱）

当初予算の特徴につきまして御質問を頂いております。

安心度、魅力度、透明度のそれぞれにつきまして、当初予算と一体的に編成した2月補正予算も含めまして御説明させていただきます。

まず、安心度アップに係る施策につきましては、危機管理体制の充実と県土強靱化の推進や医療・介護提供体制の確保などに、合計1,572億円を計上してございます。

危機管理体制の充実と県土強靱化の推進で申し上げますと、大規模災害に備えた官民における実践的な災害対応の強化ですとか、インフラ等の防災機能強化に重点を置きまして、総額661億円を計上してございます。

また、医療・介護提供体制の確保につきましては、医療従事者の確保や、がん検診受診率の向上などの健康づくり、県立病院への支援をはじめとした医療福祉の安定供給に重点を置きまして、総額583億円を計上いたしております。

また、徳島新未来創生に向けた教育再生につきましては、高校教育の特色化・魅力化やグローバル人財の育成、また学校整備や施設の機能強化など、教育環境の更なる充実に重点を置きまして、総額144億円を計上しております。

こども・子育てへの支援につきましては、子育てに係る経済的負担の軽減をはじめとした産み育てやすい環境の充実に重点を置きまして、総額142億円を計上しております。

また、安全・安心な県民生活の確保につきましては、犯罪被害の防止や支援、野生鳥獣対策をはじめとした施策に重点を置きまして、総額44億円を計上してございます。

続きまして、魅力度アップについて御説明いたしますと、こちらは人材確保の促進・強化や地域経済の活性化・スタートアップの創出などに合計1,066億円を計上してございます。

人材確保の促進・強化につきましては、労働環境の改善や賃上げの支援、外国人材の受入れ促進、県内産業における多様な担い手の確保に重点を置きまして総額65億円を計上、地域経済の活性化・スタートアップの創出につきましては、県内企業の経営力の強化やスタートアップ支援、蓄電池人材の育成確保に重きを置きまして総額644億円を計上、農林水産業の競争力強化につきましては、生産力の強化、生産性の向上、更なる販路拡大に重きを置きまして総額184億円を計上、地域振興・まちづくりの推進につきましては、市町村や民間との協働による地域課題解決やまちづくりの推進に重きを置きまして、総額

124億円を計上、国内外からの更なる誘客促進につきましては、スポーツ、観光、大規模イベントによる誘客やインバウンドの拡大に重きを置きまして総額48億円を計上しております。

最後に、透明度アップに係る施策につきましては21億円を計上してございます。

こちらは、DXの推進や働き方改革を通じた行政事務の効率化、生産性の向上の取組や人材確保に重きを置きまして、総額21億円を計上してございます。

これらの安心度、魅力度、透明度の各施策をしっかりと推進していくことで、未来に引き継げる徳島の実現を図ってまいりたいと考えてございます。

梶原一哉委員

目玉政策として個別に挙げるのは難しいかも知れないのですが、ずっと各分野の全体的な取組を見ていましたら、結構真新しいのも見受けられるし、新しいものに挑戦しようという気持ちは非常に伝わってくるかなと思っております。

様々、新しいこととかにどんどん積極的にされるのはいいのですが、財政調整基金といった積立ての予算が大丈夫なのかというのが少し心配になるところもあります。今後の財政状況について、人口減少も始まっていますので、その見通しについて大まかなところを教えていただければと思います。

布施企画総務部次長（財政課長事務取扱）

財政調整基金の状況や財政状況の見通しについて御質問を頂いております。

まず、財政調整基金の令和8年度末の残額の見込みといたしましては、65億円となっております。

こちらにつきましては、地方財政法に基づきまして決算剰余金の一部を毎年度、年度途中に財政調整基金に積み立てることとなっておりますので、来年度の年度途中にも同様の積立てを行うことになると考えてございます。

また、これと関連いたしまして、持続可能な財政運営の推進のために、県としては総合計画において、フロー、ストックの両面から財政に関する目標を定めてございまして、そのうち基金に関連する目標としては、今し方御説明いたしました財政調整基金と、また減債基金のうち、義務的な満期一括償還分等を除いた部分を合計した財政調整的基金残高を指標として設定してございます。

この指標を全国並みの標準財政規模の1割程度、本県で申し上げますと250億円以上を確保するといったことを総合計画における目標とさせていただいてございます。

この財政調整的基金の令和8年度末残高見込みを申し上げますと348億円でございます。これは先ほど申し上げた250億円以上といった目標を上回る水準でございまして、総合計画に定める指標に沿った財政運営になっていると考えてございます。

また、今後の財政の見通しにつきましては、様々な要因が影響するため予断を持って申し上げることが難しい部分がございますが、公共施設の老朽化や少子高齢化による社会保障関係費の増加など、全国的に財政を取り巻く状況が厳しさを増すことが想定されてございます。こうした状況は本県にとっても例外ではないことを踏まえ、引き続き、未来への投資と健全な財政運営のバランスにしっかりと意を用いてまいりたいと考えてございます。

梶原一哉委員

今現在で348億円ということで、250億円の目標はクリアしているということで安心しました。

今、課長からお話がありましたが、投資と健全な財政を両立させることが大事であると言われていて、かつては徳島県もすさまじい借金があった時代がありましたけれども、そうすると県民サービスが随分低下しますので、それだけはないように、これから人口減少を見据えてしっかり行っていただきたいと思いますと思っています。

今、人口減少のことを申しましたけれども、今回新宝島大作戦ということで銘打って、攻めの投資によって県勢発展を強力に推進とありまして、積極的な攻めの姿勢は良いかなと思っています。

ただ、これは知事も様々な会合でよく言われていますが、2050年、今から24年後ですけれども、県人口が48万人になると国立社会保障・人口問題研究所、社人研が予測しております。

25年間で20万人減ということは、今の徳島市が大体25万人ですのでそれに近い人口が減ることです。この前21世紀が明けたと思ったら、あっという間に2026年ですから、四半世紀が終わりました。

この25年というのは長いようで、あっという間に来ると思うんです。ですので、この人口48万人は、現実的なものが今、すぐそばに来ていると私は思っております。

一番に心配しているのは、25年後、48万人になったときに、今の国民皆保険制度や社会保障制度が本当に持続できるのかということです。これから様々な施策を組み立てていかれるにしても、もちろん今、様々な施策を立案される中で、こうしたことは私が言うまでもなく、その根底に据えて様々な計画を立案されていると思います。25年後はもちろん知事も務められていないでしょうし、また違う知事が県の運営を担われているのだと思いますが、こういうのは知事が代わっても、長期的なビジョンでしっかりと県政運営の基盤に据えて計画立案していくことが大事なのではないかと思っています。

今、総合計画の中で、そうした視点も取り込まれた計画になっていると思いますが、改めて今回、総務委員会の最終日ですので、人口減少、これからの県政運営に対するビジョンについては、どういうふうな捉え方をしているのか、その点について教えていただければと思います。

内海政策企画課長

梶原委員から、長期的なビジョンについての御質問を頂きました。

お話しのとおり、国立社会保障・人口問題研究所が発表しました日本の地域別将来推計人口によれば、本県の2050年総人口は48万人まで減少すると推計されてございます。

今、お話がありました社会保障制度をはじめ、極めて厳しい状況になっていくものと推察されております。

こうした困難な時代を勝ち抜くためには、これまでの延長線上でない新次元の政策を実行する必要があると考えておりまして、まずは10年先を見据えたビジョンとして、「未来に引き継げる徳島」の実現を掲げた徳島新未来創生総合計画に基づきまして、様々な事業

を展開させていただいているところでございます。

例えば、徳島バッテリーバレイ構想による企業誘致と人材育成の推進、インバウンド誘客や新たな地域商社の設立による県産品の輸出拡大、さらには賃上げに取り組む県内企業の設備投資を支援し、働く世代の所得向上と県内企業の生産性向上の促進、さらには、こども医療費助成の拡大でありますとか、0歳から2歳児の保育料無償化といった子育て世代の負担軽減につきましては先日の一般質問でも経済波及効果が一定認められたというような推計もございました。

こういった人口が減少する中でも、一人当たりの生産性と県民所得を向上させまして経済の好循環を生み出すとともに、安心して豊かに暮らし続けることのできる地域づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

今後とも、先ほど布施次長が御答弁させていただきました財政における目標も含め、徳島新未来創生総合計画に掲げた新次元の施策を県庁一丸となって進めることによりまして、人口減少が進行する中にあっても未来に引き継げる徳島を着実に実現してまいりたいと考えております。

梶原一哉委員

25年先といわれても、なかなかそれについてうんぬんと言うのは難しい部分もあるかと思うんですが、現実的にそうなっていくと思いますので、こうしたことをしっかり政策立案の根底に据えて、厳しい時代が来るんだということで、目の前の課題に対しては県職員の皆様には本当に必死に努力していただいているのですけれども、その一方で、もっともっと先の長期的なビジョンを持った県政運営を、ずっとこれから、知事だけではなくて、県職員の方も後輩の皆さんが続くわけですから、その辺もしっかり考えながら行っていただければと思いますので、よろしくお願いします。

あと2点、新規の事業についてお伺いさせていただきます。

今回、新規事業で、ネクスト・トクシマスタイルプロモーション事業という事業がありますけれども、まずはその内容について教えてください。

一ノ宮知事戦略局秘書室長

ただいま梶原委員から、ネクスト・トクシマスタイルプロモーション事業について御質問を頂きました。

本事業につきましては、首都圏や関西圏をはじめとする大都市をメインにしまして、インターネット広告をはじめ、大型サイネージや交通広告等、多様な媒体を複合的に活用した戦略的なプロモーションを展開することで、認知から関心、そして移住や観光といった行動選択へとつながる行動変容を創出し、本県の認知度向上と関係人口の拡大を図ることを目的とした事業でございます。

梶原一哉委員

取組の成果についての検証は、今後どのように行っていくのでしょうか。

一ノ宮知事戦略局秘書室長

ただいま梶原委員から、成果についての効果測定はどのようにという御質問を頂いたかと思っております。

先ほど申し上げましたように、この事業につきましては三つのフェーズで進めたいと考えてございます。

まず一つ目は、認知のフェーズでございます。本県の情報がどれだけ広く届いたかというところで、これにつきましてはSNS広告のインプレッション、広告表示数などをまず測定したいと考えてございます。

次に、第2フェーズの関心でございます。これにつきましてはターゲット層の興味がどれだけ深まったかということを検証するために、例えばデジタル広告等から特設のウェブサイトへのアクセス数や、我々知事戦略局が運用しておりますSNSのフォロワー数の増加等を測定したいと考えております。

最後、第3フェーズの行動選択につきましては、関係部局とも密接に連携しまして、例えば移住相談会への参加件数がどうであったか、県内の主要観光地、イベントへの来場者数がどうであったかとかを指標として確認したいというところです。

梶原一哉委員

新しい取組で、良い成果が出るといいと思います。

検証については、費用対効果がちゃんと出ているのかをしっかりと検証していただいて、次の事業展開につながるように頑張っていただきたいと思います。

最後にもう一つ、これも新しい事業で、toku-Noix（とくのわ）の事業で、とくのわ発！共に創る地域課題解決推進事業の内容について教えてください。

穂葉情報政策課長

ただいま梶原委員より、新規事業のとくのわ発！共に創る地域課題解決推進事業につきまして御質問を頂きました。

近年、少子高齢化、人口減少の進行に伴いまして、地域課題が複雑多様化している中にありまして、官民が連携して地域課題の解決に向けた取組を進めていくことが求められております。

本事業は、本県におけますDXを推進し、人口減少、少子高齢化に起因する地域課題の解決を図るために、徳島駅クレメントプラザの5階に開設いたしました、とくしまDX推進HUB「toku-Noix（とくのわ）」を核にいたしまして、産学官民が連携するコミュニティの形成、DX人材の育成等をはじめ、地域課題の共有、具体化、官民協働ワーキングにおける解決策の検討、実証実験、社会実装までを一体的に実施していくという事業になってございます。

梶原一哉委員

toku-Noix（とくのわ）は、クレメントプラザの5階にあるんですね。ここはジョブカフェとか、若い方もかなり集う所です。徳島の中心地ですので、それをうまく発信していただいて、多くの方に使っていただければと思っております。

地域課題の解決を図ると書かれてあるんですが、地域課題というのも町内会の小さな単

位やもっともっと広い地域の課題でありますとか、地域課題といっても幅広いと思うんですけれども、この挙げている地域課題の解決の、地域課題は、こういった地域課題を言われているのか、その点を教えていただきたいと思います。

穂葉情報政策課長

ただいま梶原委員より、官民協働プロジェクトにおけます地域課題の捉え方につきまして御質問を頂きました。

本県では、今年度より官民協働プロジェクト推進事業としまして地域課題及びその解決策を広く募集し、選定した課題については官民協働ワーキンググループで実証、実装に向けた検討を行っていくこととし、取り組んでまいりました。

お尋ねのありました地域課題につきましては、教育、医療・福祉、防災・土木、交通・観光、地域経済・雇用といった五つの分野と、それぞれの分野におけます現状の主要課題、具体的には個々に対応した多様で適切な学びの場の確保や、避難行動要支援者の支援体制の強化の必要性、観光客が移動しやすい環境づくりや交通困難地におけますラストワンマイル移動等の手段の確保といったものを示しまして、事業者からの提案を募ってまいりました。

そうしたところ、今年度につきましては14件の事業について御提案を頂きまして、有識者による選定を経て4件の提案を採択し、現在それぞれ実証実験を行っているところでございます。

梶原一哉委員

4件の提案を受け入れたということですが、その内容について簡単に教えてください。

穂葉情報政策課長

ただいま梶原委員より、今年度の4件の事業の概要につきまして御質問を頂きました。

現在、取り組んでいる4件の事業でございますが、一つは災害時の要支援者名簿等としての活用を見据えました地域包括ケアシステムの横展開事業、一つは移動用小型自動車などのパーソナルモビリティを活用した観光交通手段の提供事業、一つは観光アプリやデジタルコンテンツを活用した大鳴門橋自転車道完成に向けたサイクルツーリズム促進事業、最後はメタバス空間を活用した不登校児童支援事業、それら4件を実施しているところでございます。

梶原一哉委員

市町村で、災害時の要支援者の方の個別の避難計画がなかなか進まず、要支援者の方の名簿を把握するのがなかなか難しい部分があるということで、ずっと進んでいなかった点ですが、今回それに挑戦するということですのでしっかりと、これもうまくいけばいいかなと思っています。

また、大鳴門橋もこれから観光の目玉になりますので、今回の取組が実を結ばいいかなと思っています。

先ほども申しましたが、この実証実験の検証結果はいつ頃出るのでしょうか。

亀葉情報政策課長

ただいま梶原委員より、実証実験の結果はいつ出るのかについて御質問を頂きました。

4件の事業の進捗につきましては、それぞれワーキンググループを創設いたしまして、必要に応じて関係各者を検討に加えながら実証実験に向けた検討を実施し、本年1月下旬までに全ての事業が実証実験を開始したところでございます。

事業の実証実験期間は本年3月31日までとなっておりますことから、現在は実証実験の途中経過について、各ワーキンググループで事業者から受けた報告を基に各課題に有効な実証実験結果を得ることができるよう、有識者等のアドバイスを受けつつ実証実験を実施しているところでございます。

実証実験が終了する3月31日以降に、各事業者から実証実験の内容及び結果を取りまとめた報告書及び社会実装に向けた実装計画が提出される見込みでございますので、そちらをよく確認させていただきまして、引き続き確実な実証実験の実施と社会実装に向けた取組を進めてまいりたいと思います。

梶原一哉委員

実証実験が成功して、ちゃんと社会実装に結び付くように期待しておりますので、よろしくをお願いします。

近藤諭委員

私からは、外郭団体の見直しについて質問させていただきます。

県においては様々な行政改革を進める中で、外郭団体の見直しについても取り組んでいると認識しておりますが、まずは、これまで外郭団体の見直しにどのように取り組んできたのかを教えてください。

福岡企画総務部次長（行政改革担当）

近藤委員から、これまでの外郭団体の見直しに関して、どのように取り組んできたかという御質問でございます。

本県におきましては、平成16年6月に外郭団体見直し等の基本方針を策定いたしまして、それに基づき各団体において平成27年度までの3期にわたり経営改善計画を策定の上、団体の抜本的な見直しや経営改善に取り組んでいただき、団体数の削減や県の補助金委託金の削減など、経営のスリム化が図られてきたところでございます。

また、平成26年8月の総務省通知、第三セクター等の経営健全化等に関する指針を踏まえ、平成28年度からは県の地方創生・経営健全化指針に基づきまして、各団体において地方創生・経営健全化計画を策定し、健全化と地域活性化に資する事業運営がなされてきているところであります。

将来にわたりまして持続可能な行政サービスを提供していくためには、こうした見直しを継続的に進めてきたところでございます。

近藤諭委員

これまでの取組については承知いたしました。

そうした中で、開会日の知事説明において外郭団体の見直しに着手し、昨年11月に行政改革推進チームを立ち上げたとの発言がありましたが、その経緯について説明をお願いいたします。

福岡企画総務部次長（行政改革担当）

委員から、行政改革推進チームの立ち上げの経緯について御質問を頂きました。

県政を取り巻く環境は大きく変化をしております。そうした中で、将来にわたって持続可能な行政サービスを維持していくためには、行政改革の不断の取組が重要と考えてございます。

これまでも指定管理制度の見直しや総合県民局の再編を進めておりますが、外郭団体につきましても国の方針等を踏まえた集中的な見直しから一定期間経過し、県と団体との役割を改めて整理する必要があると考えてございます。

また、県全体での人材確保が困難となる中で、人的・財政的支援の在り方を含めて再検討すべき時期が来ておりまして、これまでも検証チームの見直しをはじめ、行政改革の観点から、団体との役割分担の見直しに取り組んできたところでございます。

さらに集中的に取り組むために、行政改革推進チームを設置したものでございます。

近藤諭委員

今後、外郭団体の見直しについて、チームとしてどのように取り組んでいくのか教えてください。

福岡企画総務部次長（行政改革担当）

委員から、今後どのように取り組んでいくのかという御質問でございます。

現在、行政改革推進チームを中心に各団体の実態を把握するための調査検証作業を行っているところでございます。

内容といたしましては多岐にわたっており、例えば外郭団体の組織体制や財務状況などの現状把握と持続可能性の検証に加えまして、団体の必要性や県からの人的・財政的な支援の在り方などについて検証を進めているところでございます。

こうした検証から見えてくる課題などを踏まえまして、これからの外郭団体の在り方について検討を進めてまいりたいと考えております。

今後、そうした内容を、見直しの方向性を示す見直し方針案として取りまとめ、その方針に基づき、各団体において具体的な見直しに取り組んでいただく方針になると考えてございます。

近藤諭委員

外郭団体見直し方針案を取りまとめるということでございますけれども、見直し方針の策定に当たり、こういった視点、観点を持って取り組むのかを教えてください。

福岡企画総務部次長（行政改革担当）

見直し方針案の策定に当たって、こういった視点で取り組むのかという御質問でございます。

外郭団体におきましては、行政を補完し代替機能を有しておりまして、公共性や公益性が高い事業の効率的な運営が求められていると認識してございます。

そうした点を踏まえ、方針の策定に当たりましては、外郭団体の必要性や県との役割分担、また効率性や効果的な運営と費用対効果、県の人的・財政的関与の在り方などの視点が重要と考えてございます。

こうした視点を持って見直しに取り組み、将来にわたり質の高い行政サービスを提供していくための体制を確保したいと考えてございます。

近藤諭委員

これまでの取組と、今後の方向性については理解いたしました。

社会情勢の変化に応じて、行政に求められるものも変化していくものであると考えております。

行政を補完する機能を持つ外郭団体についても同様であり、絶えず見直しを続け、時代に即した体制へと変化していく必要があると思います。

人口が減少する中で事業をより効率的、効果的に実施していくためにも、県との役割分担を明確にし、効率的な事業運営体制を構築できるように、今後も引き続き見直しを続けていくようお願いいたします。

達田良子委員

予算書で説明がありました内容について、順次お聞きしていきたいと思います。

2月定例会の予算書の一番最後に、交通事故の専決処分の報告が出ております。

たくさん公用車があると思うんですけれども、今、この部署で公用車は何台保有されているのでしょうか。

千崎管財課長

ただいま達田委員から、県有車両の状況について御質問がありました。

令和8年1月末現在の県有車両の総台数は898台、内訳としまして、原動機付自転車及び軽二輪が3台、農耕用トラクター等が45台、その他一般自動車が850台となっております。

達田良子委員

たくさん台数がある中で事故ゼロということはありませんと思うのですが、今回出ております8件の事故のうち、4件がバックで発進したときに当たったというのが多いですね。

バックのときに事故を起こしているということですが、公用車にはバックモニターは付いていないのでしょうか。

千崎管財課長

ただいま達田委員より、バックモニターの装備状況について御質問を頂きました。

管財課におきましては、バックモニターの設置を車両の更新時に順次進めておりまして、令和 7 年 5 月現在、万代庁舎におきましては約 6 割の車両に設置が完了しているところでございます。

引き続き、順次更新時にはバックモニターを装備していくことにしております。

達田良子委員

順次付けていくということによろしいですか。

（「はい」と言う者あり）

台数も多いのでなかなかと思うんですけども、バックで事故というのは、あちこちで聞きますよね。公用車だけでなく一般の家庭でも、御家庭でバックしていて御家族をひいてしまったとか、そういう痛ましい事故をよく聞きます。

私も人のことを言えるようなあれではなく、運転が下手なんですけれども、バックモニターがあると後ろだけは見えて、後ろに人がいるかどうかは分かります。人身事故でなかっただけ本当に良かったかなと思うんですけども、とにかく事故が少なくなるような装備を、あるのであればちゃんと付けて、横に寄っていったら音がするとかいうのもありますし、もう今車はだんだん進化していますので、とにかく事故がないように。とにかく乗っている方、運転されている方、公用車に乗っている方が事故で怪我をしたら大変ですので、そういうことがないように是非整備を続けていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、職員の立体駐車場整備工事の請負契約が、約 9 億 3,000 万円で契約の相手方も出ているのですが、確かこれは以前出された時にプロポーザルで募集して、そして参加表明書が昨年 11 月 5 日、それから技術提案書の提出期限が 11 月 18 日、プレゼンテーションの審査が 12 月上旬とお聞きしていたのですけれども、これらは、どういう経過があったんでしょうか。

千崎管財課長

ただいま達田委員より、立体駐車場整備の状況についての御質問を頂きました。

立体駐車場につきましては、住吉万代園瀬橋線の延伸に伴い、現在、万代町 5 丁目職員駐車場として民間から借り上げている土地が整備予定地に含まれていることから、万代町 5 丁目職員駐車場について立体駐車場を整備することとしております。

整備を行う事業者の選定につきましては、令和 7 年 12 月 3 日にプロポーザルプレゼンテーション審査を実施し、12 月 9 日付けで優先交渉権者を決定したところでございます。

現在、仮契約を行っておりまして議会承認後、本契約を予定しており、令和 8 年 9 月末から工事の着手を予定し、令和 9 年 9 月末に整備完了予定で進めてまいります。

達田良子委員

募集したけれども結局、この業者さんに決まっているということで、競争がなかったと思うのですが、今回、かなり大きな金額の工事ですが、競争性がなかなか確保できない要因は何なのでしょう。

千崎管財課長

ただいま達田委員から、プロポーザルの審査の競争性が働かない要因について御質問を頂いたところでございます。

今回、プロポーザルを募集したところ、2者の共同体から参加したい旨の表明はあったところですが、1共同体につきまして資料が整っていないことから、実質的には1者で審査を行ったところでございます。

審査に当たりましては、2名の外部委員も含め5名で審査し、全員の委員から60点以上を超える結果となったことから、この企業体で十分工事ができることを確認し、決定したところでございます。

達田良子委員

できるだけ提案内容を比較検討して、優秀なところに決まっていくことが望ましいんですけど、業者さんが不足している、また仕事をしてくれる人の確保が大変だとお聞きしておりますけれども、是非良い工事になって、職員さんが安心して駐車できるようになればと思います。

職員さんが今、駐車しているんですけども、立派な駐車場ができて利用料が高くなるという心配はしなくていいのでしょうか。

千崎管財課長

ただいま達田委員から、駐車場の使用料についての御質問を頂きました。

使用料につきましては現在、徴収している使用料から値上げについては考えていないところでございます。

達田良子委員

できるだけ負担が大きくならないように、よろしくお願いいたします。

ネクスト・トクシマスタイルプロモーション事業につきましては詳しい御説明がありましたので省略させていただきまして、先ほど御説明がありました合同庁舎整備基本方針についてお尋ねしたいと思います。

庁舎の整備に当たりましては、訪れた時に使いやすい、また職員さんが働きやすい、そういう建物になるべきということですが、それぞれの現在の職員数を見ますと、美波で130名、美馬は庁舎と保健所を合わせて200名、それから三好が140名となっているのですが、これは今の現員なのですね。

これから庁舎を整備して、この人数を減らしていくとか、業務量を減らしていくとか、そういう心配はないのでしょうか。

小山人事課長

ただいま達田委員から、合同庁舎整備に当たって人数を減らしていくとか、業務を減らしていくことを考えているのかという御質問を頂いたかと思っております。

現在、県民局の見直しを進めているところではございますけれども、そこについては、

これまでも委員会の中での御答弁でも申し上げましたとおり、削減ありきで考えているわけではございませんが、ただ今後の行政ニーズの変動によりまして、そのあたりはしっかりとニーズも見極めた上での人員配置は、しっかりと検討してまいりたいと思っております。

達田良子委員

美波の場合は55年以上たっているということですが、途中で新会議棟とか造っていますよね。これが今27年なんですよ。

美馬の場合も56年以上たっているのですが、新館ができて、これはまだ30年です。三好の場合も増築棟が33年ということで、本館は58年たっているんですけども、必要があって、途中でそれぞれ増築してきているんですよ。それで、途中でエレベーターを付けたり、そういう工事もされています。

それぞれ仕事をする中で必要があって増築している部分があり、20年とか30年、まだまだ使えるところも全部取り替えることになると思うんですけど、そうですか。

千崎管財課長

ただいま達田委員から、美波庁舎の増築棟についても新築するののかという御質問を頂いたところでございます。

先ほども御説明させていただいたように、美波庁舎につきましては高台移転を基本としておりますので、それらも含めて高台に移るということでございます。

また、三好庁舎につきましても現在、三好市が計画しております新施設との合築を基本に考えていくことになっておりますので、現地からの移転になりますので、そこについても新しくなるということでございます。

達田良子委員

移転とかいろいろ、それぞれ庁舎によって違うんですけども、まだ20年とか30年しかたっていないというのは、もったいないと私は思うわけなんです。

人口はどんどん減っているけれども、業務内容がそんなに急激に減るということはないと思うんです。人口は減っても、県土の面積が減るわけではありませんで、何にしても広い徳島県を網羅しなければならないということで、できるだけ人数を減らさずにそれぞれきめ細かく住民に向き合うよう仕事をしていただきたいなと思うんです。

そのためには、途中で建て増しをしなくていいように、いろんな業務が新しく出てきておりますので、それに合わせた仕事の内容が十分できるような広さを確保することにも必要ではないかと思えます。昨日も言わせてもらったんですけども、利便性、ユニバーサルデザインに配慮した建物をということで職員や住民の皆様など、使う方の御意見も聞きながら、設計をしていくべきではないかと思えますので、その点是非よろしくお願いいたします。

それから、この中に、3庁舎とも住民の交通手段の確保という項目が書かれているんですけども、これはどういう意味なんですか。

千崎管財課長

ただいま達田委員から、住民の交通手段の確保についての御質問を頂きました。

これについては、今後検討する事項で挙げさせていただいているものでございまして、例えば美波庁舎でありましたら、高台移転に伴い急斜面の移動が想定されますので、車に乗られる方はいいのですが、高齢者の方等の交通手段の確保についても、今後検討してまいりたいと考えております。

飽くまでも、これから検討する項目で挙げさせていただいております。

達田良子委員

駐車場を十分確保するというのはもちろんですが、住民の交通手段といいますと、今、もう路線バスも本数は少ないんです。用事があって行きたいと思うときにすぐに行けないというか、庁舎に行くのに一日掛かりということもあり得るかと思えます。

そういう意味で、庁舎へ行く県民の皆さんの足を確保するという点で考えていかなければならないのではないかなと思うんですけれども、そういう意味で書いているのではないのでしょうか。

千崎管財課長

ただいま達田委員から、公共交通機関に限られる中で、庁舎に来る必要がある県民の皆様の交通手段を十分に確保すべきとの御意見を頂きました。

先ほどの交通手段の確保につきましては、関係部局とも連携して検討を進めてまいりたいということと、あわせて窓口手続のDXの推進によりまして、窓口に行かなくてもいいようなことについても今後、検討してまいりたいと考えております。

達田良子委員

市役所と違って、生活に関わることでたくさん住民の方がいらっしゃることも少ないかなと思うんですけれども、いろんな仕事のこととかで関わっておられる方もいらっしゃると思うんです。

行きやすい庁舎が高台になったから行きにくくなったということがないように、是非そこは配慮して考えていただけたらと思います。

それから、美波庁舎、美馬庁舎、三好庁舎と三つ、今出ておりますけれども、あと徳島庁舎、吉野川庁舎、阿南庁舎につきましても老朽化しているところもあるかと。全部が全部ではないにしても老朽化している部分もあるかなと思うんですが、その検討はこれが全部終わってからするのか、それとも途中からしていくのか、その点だけお伺いしておきたいと思います。

千崎管財課長

ただいま達田委員から、残りの3庁舎について整備の状況はどうなっているかとの御質問を頂きました。

まずは、その立地や全体の防災機能面の位置付け等から早急な検討が必要であります美波、美馬、三好の各庁舎につきまして、基本的な方向性を定める基本方針を今年度中に策

定することとしております。

残る合同庁舎の整備につきましては、庁舎整備は相当な財政負担を伴いますことから、財政負担の平準化にも配慮しつつ、引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

達田良子委員

スケジュールを令和8年3月末に策定ということで分かるわけですがけれども、庁舎に入って、どこにエレベーターがあるのだろうかといって探し回らなければならないとか、先ほどもトイレのことをおっしゃっていましたがけれども、まだまだ今、和式トイレで高齢者の方が困っているというのもあります。

そういうのも、住民の方の御意見を踏まえた上で、使いやすい庁舎になるようにしていただきたいとお願いして、終わります。

岡本富治副委員長

県職員の奨学金返還支援うんぬんという質問を11月にさせていただきました。その前に、今年の県職員の採用状況が大変なことになっているんです、今。それを答えてほしいのと、林業とか土木とかのほうはどうだったかというのを端的にお答えください。

小山人事課長

ただいま岡本副委員長から、徳島県職員奨学金返還支援事業に先立って、今年度の採用の状況について御質問を頂いております。

今年度に実施しました採用試験の状況でございますけれども、早期卒や通常試験、選考採用なども含めた令和8年4月の採用予定人数計300人に対しまして、令和8年2月25日、昨日時点で148人の内定者数となっております、採用予定人数に対する充足率は49.3%という大変厳しい状況でございます。

職種別の状況ということで御質問を頂いておりますが、まず行政事務に関しましては、77人の予定に対し60人の内定者数となっております、充足率としては77.9%というところでございます。

一方で、御質問の林業など、いわゆる今回、奨学金の対象としております土木系技術職につきましては、総合土木職が63人の予定に対し16人、建築職は21人の予定に対して5人、林業職は30人の予定に対して6人ということで、それぞれ2割台の充足率にとどまっております、全体としても非常に厳しい状況にございますけれども、とりわけ土木系技術職の採用充足率は非常に低い状況が続いております。

岡本富治副委員長

49.3%ね、大変なことになってしまっています。

もう一つは土木とか林業とかが2割という、こんなことがあるのかなと最初に聞いて疑ったぐらいなのですが、元々、技術系は昔どんどん減らして、50歳以下は今ほとんどいないと思うんです。これはちゃんとしないと大変なことが起こります、災害等々でね。

まず、この予算で、どのくらいの人数が対象になっているのか。それともう一つは、令和8年度と令和9年度の2か年となっておりますよね。その理由も端的にお答えください。

小山人事課長

ただいま岡本副委員長から、対象の人数と2か年を対象としている理由について御質問を頂いております。

まず、対象人数につきましては令和8年度、この当初予算におきましては3職種の来年度の採用予定人数90名のうち、独立行政法人日本学生支援機構の情報などから、約半数が奨学金を借りていると仮定いたしまして、令和8年度採用者で45名、令和9年度採用者も同様に45名の内訳として、3職種合計で90名分ということで、一人当たり上限額を125万円とさせていただいておりますので、それで積算いたしまして債務負担行為額としては1億1,250万円を計上させていただいているところでございます。

令和8年度と令和9年度の2か年を対象としている理由ですが、まず受験者を拡大させるというインセンティブとしまして、令和8年度に実施する採用試験を受験されます令和9年度の採用予定者をメインターゲットとして想定しておりますけれども、大学の既卒者の方などで、令和8年度中に採用が可能な方も想定されるほか、今年度の採用試験を受験した令和8年度採用予定者や、また今年度から実施した秋試験によりまして大学3年生も受験可能としているのですが、この方たちは主として令和9年度採用となりますので、そういった方も対象に含めることで、採用辞退の抑制効果といったものも期待しているところでございます。

岡本富治副委員長

あと、答弁はいいんですが、今後の予定や支援制度とかをしっかりとPRしないといけないと思います。

もう一回言うけど、300人募集して49.3%というのは、県庁はそんなに魅力がないのかなと思ったりするんですが、そうではないと思うんです。しっかり良い人材を確保して頑張っていただければ有り難いなと思っております。もう一回言いますが、広報をちゃんとしてください。

それから、重点支援地方交付金が徳島県にどう入ってきて、どういう活用をされたかというのは一番の関心事なんです。答弁はいいですから、後で教えてください。

古野司委員長

ほかに、質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

知事戦略局・企画総務部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決又は承認すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、知事戦略局・企画総務部関係の付託議案は、原案のとおり可決又は承認すべき

ものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第16号、議案第17号、議案第25号、
議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第44号、
議案第49号、議案第51号、議案第54号、議案第55号、議案第66号

次に、請願の審査を行います。

お手元の請願文書表を御覧ください。

まず、請願第6号、日本政府が「日本国憲法の理念」を生かし、イスラエル・パレスチナ紛争の即時停戦、人道支援の徹底、早期の平和的解決に全力を尽くすことを求める請願を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

佐藤企画総務部長

請願第6号、日本政府が「日本国憲法の理念」を生かし、イスラエル・パレスチナ紛争の即時停戦、人道支援の徹底、早期の平和的解決に全力を尽くすことを求める請願について、国の動向等を御説明させていただきます。

令和5年10月、ハマス等のパレスチナ武装勢力によるイスラエルへの攻撃によって、一般市民が犠牲となるとともに、多数の人が人質として拘束されました。これを受け、イスラエル軍は、自国及び自国民の安全確保のために、ハマスが事実上掌握するガザ地区に対して空爆や地上作戦を行い、これまで多くの人が被害を受けております。

こうした中、日本政府においては、昨年11月に、G7外相共同声明において、ガザ紛争終結のための包括的計画への強い支持を表明し、計画の確実な履行を求めました。

さらに、12月には、日本を含む10か国の外相による共同声明において、更なる人道状況の悪化に対し、強い懸念を表明しております。

また、今年1月には、外務大臣がイスラエル・パレスチナを訪問し、ガザ支援の中核的調整拠点となる軍民調整センターへ大使ら専門家を派遣することを表明し、実効性のある支援を推進しております。

日本政府においては、引き続き、外交努力を通じ関係国・関係機関と緊密に連携しつつ、人道状況の改善、復興及び統治に関する国際的な取組に積極的に関与し、長期的な地域の平和と安定の確保に向け、粘り強く取り組んでいるところです。

以上でございます。

古野司委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件はいかがいたしましょうか。

（「採択」と言う者あり）

（「継続」と言う者あり）

それでは、御意見が分かれましたので、まず継続審査についてお諮りいたします。
本件は、継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第16号、「徳島県平和の日」の条例制定を求める請願を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

佐藤企画総務部長

請願第16号、「徳島県平和の日」の条例制定を求める請願について、御説明させていただきます。

平和の日に関する条例につきましては、全国47都道府県のうち、東京都が東京都平和の日、沖縄県が沖縄県慰霊の日と2都県がそれぞれ条例を制定しております。

本県では、昭和57年に徳島県議会において、核兵器廃絶による恒久平和を求める県民全ての思いを受け止め、非核の県宣言を議決いただいております。各種団体等とも連携しながら、毎年終戦記念日のある8月を中心に、平和に関する資料の展示、懸垂幕や横断幕の設置、各種メディアを通じた広報等に努めているところでございます。

昨年においては、終戦から80年という節目を迎え、県立博物館で戦争の記憶を伝える特別展示を行うとともに、市町村と連携し、平和啓発ポスター展のリレー開催を行ったところでございます。

直接戦争を体験した世代が少なくなる中で、これらの活動は、平和の尊さを伝え、戦争の悲惨さを風化させない、非常に重要な取組であると認識しております。

以上でございます。

古野司委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件はいかがいたしましょうか。

庄野昌彦委員

今の説明があつて、8月15日の取組等々で、それはもう敬意を表するところでございます。

私は9月議会と11月議会でも採択すべきであると申し上げましたけれども、今の時代、世界的に見ましても、戦争している国もありまして、私は、戦後80年経過しましたが、やはり戦争しないこと、それから平和であること、そして平和でなければ全ての人権が尊重されないということが、私たちに課せられた非常に大きな使命だと考えています。戦争体験した世代がどんどん減少していく今、不戦の誓いを次世代に受け継ぐ手段として、平和の日を設ける意義は大変大きいと思っております。

そして、制定するのであれば、県内で最大の被害があつた徳島大空襲の日、7月4日でもありますけれども、この日がふさわしいということは論を持たないものと、私は受け止めております。

そして、請願者であるとくしまピースネット80の取組で、徳島県平和の日の条例制定を求める県内市町村議会での意見書の採択は、24市町村のうち22議会が県条例制定を求める意見書を可決、又は陳情を委員会で採択しております。

さらに、9月10日に、須見議長に請願書が提出されました。これに合わせて1万2,110筆の徳島県平和の日の条例制定を求める署名も提出されております。

署名活動にはその後も取り組まれて、新たに1,663筆の署名を追加提出いたしまして、現在1万3,773筆の署名が提出されています。

このように、多くの県民が7月4日を徳島県平和の日とすることを切望しているところでございます。

9月議会、11月議会、そして2月議会となりますけれども、この平和の日を、これからも大切にするという県民の願いを、是非、採択ということをお願いしたいと申し上げまして、私の主張を終わります。

眞貝浩司委員

持続可能な平和社会の実現を目指すという本請願の趣旨に異論はなく、戦争を知らない世代へ、戦争の悲惨さ、平和の大切さを伝えていくことは重要なことであると理解しております。

しかしながら、徳島大空襲の日である7月4日をもって、県の平和の日として定めることについては、もちろん、その甚大な空襲被害自体は重く受け止めるものではございますが、これまで、終戦記念日の8月15日や各地域で開催されている戦没者追悼式など、それぞれで平和を願う行事が開催されてきた現状などを踏まえると、県民全体のコンセンサスを得られるかどうか問題があると考えます。

よって、本請願は不採択でお願いしたいと思えます。

達田良子委員

先ほどの理事者の説明をそのまま受け取るならば、採択以外にないと私は考えますので、採択でお願いいたします。

古野司委員長

ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、御意見が分かれたので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、採択とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立少数であります。

よって、本件は不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第18号、インボイス制度の見直し及び負担軽減措置の延長を求める請願を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

佐藤企画総務部長

請願第18号、インボイス制度の見直し及び負担軽減措置の延長を求める請願について、国の動向等を説明させていただきます。

去る12月10日開催の総務委員会におきまして、インボイス制度導入による小規模事業者等への負担軽減措置の期限延長について、与党税制調査会において審議中である旨を御報告いたしました。

その後、12月26日に閣議決定された令和8年度税制改正大綱におきまして、これらの措置の一部見直しと延長の方向性が示され、いわゆる2割特例につきましては、個人事業者を対象に納税額を売上税額の3割とする3割特例として、2年間の延長措置が講じられることとなりました。いわゆる8割控除につきましては、7割控除とした上で2年間延長し、その後は段階的に控除率を引き下げることとされました。

なお、現在開会中の第221回国会におきまして、これらの内容を盛り込んだ関連法案の審議が行われているところです。

以上でございます。

古野司委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件はいかがいたしましょうか。

（「採択」と言う者あり）

（「不採択」と言う者あり）

（「継続」と言う者あり）

福山博史委員

インボイス制度は、複数税率制度の下で、適正な課税を確保するために導入された制度であり、制度導入時より、小規模事業者等の事務負担や税負担の増加による影響を緩和し、段階的に制度の定着を図るため、いわゆる2割特例や8割控除といった特例措置が設けられております。

部長の説明にもありましたように、去る12月26日に閣議決定された令和8年度税制改正大綱におきまして、これらの措置の一部見直しと延長の方向性が示され、それぞれ3割特例や7割控除として2年間延長することが明記されるとともに、現在開会中の第221回国会におきまして、関連法案の審議が行われております。

したがって、国において、制度の円滑な定着と事業者の実情に応じた十分な配慮と対応が図られていると考えておりますので、本請願は不採択でお願いしたいと思います。

古野司委員長

それでは、御意見が分かれたので、まず継続審査についてお諮りいたします。

本件は、継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立少数であります。

よって、本件は継続審査とすべきことは否決されました。

（庄野委員、梶原委員退席）

次に、お諮りいたします。

本件は、採択すべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立少数であります。

よって、本件は不採択とすべきものと決定いたしました。

（庄野委員、梶原委員復席）

以上で請願の審査を終わります。

【請願の審査結果】

継続審査とすべきもの（起立採決）

請願第6号

不採択とすべきもの（起立採決）

請願第16号、請願第18号

これをもって、知事戦略局・企画総務部関係の審査を終わります。

次に、お諮りいたします。

委員長報告の文案は、いかがいたしましょうか。

（「正副委員長一任」と言う者あり）

それでは、そのようにいたします。

次に、当委員会の閉会中継続調査事件について、お諮りいたします。

お手元の議事次第に記載の事件については、閉会中に調査することとし、その旨議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

本年度最終の委員会でございますので、一言御挨拶を申し上げます。

本委員会の審査に当たりまして、委員各位におかれましては、この一年間終始御熱心に御審議を賜り、また委員会の議事運営に格段の御協力を頂きましたことを深く御礼申し上げます。

おかげをもちまして、委員長としての重責を大過なく全うすることができました。

これもひとえに委員各位の御協力の賜であると心から感謝申し上げます。

知事戦略局・企画総務部関係の審査に当たり、理事者各位におかれましては、常に真摯な態度をもって審査に御協力いただき、深く感謝の意を表する次第でございます。

審査の過程において表明されました委員の意見並びに要望を十分尊重していただき、今後の政策の推進に反映されますよう強く要望しておきます。

終わりに当たりまして、報道関係者各位の御協力に対しましても深く謝意を表する次第でございます。

結びとなりますが、皆様方には、ますます御自愛いただきまして、引き続きそれぞれの

場で、県勢発展のため御活躍いただきますことを祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

佐藤企画総務部長

私からも、本年度最後の委員会でございますので、知事戦略局・企画総務部・出納局を代表いたしまして一言御挨拶申し上げさせていただきます。

ただいま古野委員長さんより丁重な御挨拶を頂きまして、誠にありがとうございます。

また、1年間、古野委員長さん、岡本副委員長さん、そして各委員の皆様方からは、私どもが所管しております様々な施策や事業に対しまして、終始熱心に御審議を賜りまして、誠にありがとうございました。

御審議を通しまして、皆様方から頂きました御意見や御提言はしっかりと受け止めさせていただきまして、今後の県勢発展にしっかりと生かしてまいりたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、引き続き、我々職員に対しまして、今後も、なお一層の御指導と御鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。簡単ではございますが、私からの御挨拶とさせていただきます。

1年間、誠にありがとうございました。

古野司委員長

これをもって、本日の総務委員会を閉会いたします。（12時23分）